

令和5年(2023年)5月2日

社会福祉施設等 管理者様

横須賀市指導監査課長
福祉施設課長
保健所保健予防課長

新型コロナウイルス陽性者発生時の市への報告について

これまで、新型コロナウイルス陽性者発生時の報告につきまして、業務ご多忙の中、ご協力いただき、誠にありがとうございました。

さて、新型コロナウイルス感染症の陽性者の発生時には、指導監査課等へご連絡をいただいていたところですが、令和5年5月8日から感染症法上の分類が5類に変更となることに伴い、下記の取扱いへ変更いたしますのでご連絡します。

変更後の取り扱いについては、「令和5年5月8日以降の新型コロナウイルス感染症への対応について(令和5年5月2日 保健所長等通知)」を参照ください。

記

1 引き続き報告が必要となる社会福祉施設等

【介護・老人福祉関係施設】

- ・養護老人ホーム
- ・特別養護老人ホーム
- ・軽費老人ホーム
- ・通所介護事業所(通所介護・地域密着型通所介護・認知症対応型通所介護)
- ・短期入所生活介護事業所、短期入所療養介護事業所
- ・小規模多機能型居宅介護事業所
- ・認知症共同生活介護事業所
- ・有料老人ホーム
- ・サービス付き高齢者向け住宅
- ・介護老人保健施設
- ・看護小規模多機能型居宅介護事業所

【障害関係施設】

- ・障害福祉サービス事業所(訪問系のサービスのみを提供する事業所を除く)

- ・ 障害者支援施設
- ・ 障害児入所施設
- ・ 児童発達支援センター
- ・ 障害児通所支援事業所
- ・ 地域活動支援センター

※対象施設以外のサービスについては、報告は不要となります。

2 令和5年5月8日以降、所管課（指導監査課又は福祉施設課）及び保健所へ連絡が必要な場合

- ① 死亡者又は重篤な患者が1週間に2名以上発生したとき
- ② 10名以上又は全利用者の半数以上発生したとき
- ③ 特に管理者等が報告を必要と認めたとき

※今までのように、1名陽性者が発生するごとの報告は不要となります。

3 連絡先及び連絡方法

所管課（指導監査課又は福祉施設課）及び保健所保健予防課宛て、電話で陽性者数等を連絡してください。

事務担当：横須賀市民生局福祉こども部指導監査課

電話 046-822-8443

横須賀市民生局福祉こども部福祉施設課

電話 046-822-8244

横須賀市民生局健康部保健所保健予防課

電話 046-822-4317